

措置状況報告書

監査の名称：平成 29 年度 指定管理者監査

部 局 名：商工労働観光部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【指定管理者監査】</p> <p>◎大分市高崎山自然動物園 [指定管理者名] 一般財団法人 大分市高崎山管理公社 理事長 久渡 晃</p> <p>[所管課] 観光課</p> <p>(1) 指定管理者に対する事項</p> <p>ア 条例に従った適正な事務処理が行われていないもの 大分市高崎山自然動物園条例の規定では、撮影を許可したときや使用を許可したときは、許可書を撮影者や使用者に交付することとされている。 しかしながら、撮影者や使用者に許可書を交付していないものが見受けられた。 今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの 基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができることとされている。 しかしながら、書面による事前承認を得ず、第三者に委託しているものが見受けられた。 今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>ウ 契約事務手続に不備があるもの 契約事務手続について、契約書に定められた履行確認に必要な書類の提出を受けていないもの、仕様書と契約書の履行内容が一致していないもの等不備が散見され</p>	<p>ア 撮影や使用を許可したときは、条例に従い全て許可書を交付するように改めました。</p> <p>イ 年度当初に想定されていない業務については、再委託承認申請中の「その他高崎山・・・に必要な業務」に該当すると判断をしていたため承認を受けていませんでしたが、現在は、再委託する全ての業務について事前に承認を受けるように改めました。</p> <p>ウ 市の契約事務規則等を遵守し、適正な契約事務手続きに努めます。</p>	

た。

今後は、適正な契約事務手続をされたい。

エ 前回監査の指摘事項が改善されていないもの

① 徴収した入園料等について、指定管理者の通帳に入金し、観光課から納入通知書による請求があるまで保管していたが、預り金としての経理を行っていなかった。

今後は、適正な事務処理をされたい。

② 施設の警備に係る警報装置のセット忘れが複数回見受けられた。

今後は、危機管理意識の徹底を図り、施設の安全管理に努められたい。

(2) 所管課に対する事項

ア 法令に従った適正な事務処理が行われていないもの

地方自治法施行令の規定による使用料として、指定管理者に入園料等の徴収を委託しているが、使用料の減免はこの施行令に規定されていないことから、市の権限とされている。

しかしながら、施行令に規定されていない使用料の減免を指定管理者の権限で行わせていた。

今後は、法令に従い適正な事務処理をされたい。

イ 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができる」とされている。

しかしながら、第三者への委託について、指定管理者から書面の提出を求めているものが見受けられた。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

ウ 公金徴収事務委託契約に従った適正な事務処理が行われていないもの

地方自治法施行令に基づく公金徴収事務委託契約により、指定管理者に徴収さ

エ① 会計システムを改めるとともに、預り金管理に対応したソフトを追加導入し、適正な事務処理に努めています。

エ② 職員全員に前回の指導事項を伝え、お互いに指摘し合う事で危機管理意識の徹底を図るとともに、チェックシートの作成、朝礼時での注意喚起、帰庁時の声掛け等を行い再発防止に取り組んでおります。

ア 入園料又は使用料の減免については、大分市高崎山自然動物園条例により「指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、入園料又は使用料を減免することができる。」と定められていることから、指定管理者が使用料の減免をしておりました。

今後は適正な取り扱いとなるよう利用料金制度の導入等についての検討をしてみたい。

イ年度当初に想定されていない業務については、再委託承認申請中の「その他高崎山・・・に必要な業務」に該当すると判断をしていたため承認申請を受けていませんでした。現在は再委託するすべての業務について承認申請を受けるように改めました。

ウ 一部ネット販売などで自動的に代金が振り込まれる観光券は、入園時の半券が存在せず、またいつ入園されるか不明であること、さらに有効期間内に利用さ

せた入園料等については市に納入することとなっている。

しかしながら、観光券による入園料について、実際の入園者数に基づき算定した金額を納入するよう指示していたため、徴収した入園料の一部が市に納入されていなかった。

今後は、契約に従った適正な事務処理をされたい。

エ 契約事務手続に不備が散見されたり、前回監査の指摘事項が改善されていないにもかかわらず、モニタリングや現地調査で指導していなかった。

今後は、施設の管理運営について市の責任を十分認識し、業務実施状況の確認・指導を適確に行われたい。

れないことがあるなど、入金額と入園者の適合が煩雑なことから、市への納入が遅れることがあります。利用期限と入金適合を随時行い、現在は入場の伴わなかったクーポン分も市へ納入しています。

エ 所管課としてのモニタリングが不適切であり改善が図られていませんでした。チェックシートに基づき、計画的に適切なモニタリングを行い、改善を図ります。